

盛岡市分煙施設整備費補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市分煙施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 分煙施設の整備を促進することにより中心市街地の活性化を図るとともに、望まない受動喫煙を防止するため、補助対象者が分煙施設の整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示における用語の意義は、次項に定めるもののほか、健康増進法（平成14年法律第103号）に定めるところによる。

2 この告示において「分煙施設」とは、第一種施設（敷地を含む。）以外の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために喫煙をすることができる場所として当該施設の管理権原者に定められた場所に設けられた施設（壁で区画され、かつ、上部及び四方の壁の下部が開放されたもの）であって、市長が別に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）で、第4に掲げる対象区域内に土地又は建物を所有し、又は使用している者であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) たばこの製造、卸売又は輸入の事業を営む者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

(補助対象区域)

第4 補助金の交付の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、市長が別に定める。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第5 第1に規定する経費は、分煙施設の設置又は改修に要する経費（工事費及び委託料に限る。）、灰皿、監視カメラその他の備品の購入に要する経費（分煙施設の設置又は改修に伴い購入する場合に限る。）及び当該分煙施設の設置又は改修を行うために市長が必要と認めた経費の合計額とし、これに対する補助額は、当該経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が250万円を超えるときは、250万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県等からの補助金等の交付を受けた又は受けられる見込みがある場合は、当該国又は県等からの補助金等の対象となる経費について、補助金の交付の対象としないものとする。

（補助の実施期限）

第6 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和8年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項ただし書の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る相談及び申請の件数
- (2) 当該補助金により整備された分煙施設の数

（申請の取下期日）

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第8 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第8関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	補助事業を開始しようとする日の30日前又は当該年度の12月26日のいずれか早い日
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 分煙施設を設置する土地又は建物の所有者又は使用者であることを証する書類（登記事項証明書、賃貸借契約書等）の写し	1部	
	5 分煙施設を設置する土地又は建物の所有者の工事着手同意書（補助対象者が土地又は建物の使用者である場合に限	1部	

	る。) 6 分煙施設を設置する場所の周辺の地図 1 部 7 分煙施設の工事内容が分かる図面（配置図、平面図及び立面図）及び当該分煙施設の設置又は改修の内容が確認できる仕様書の写し 1 部 8 経費の見積書の写し 1 部 9 誓約書 1 部 10 暴力団の排除に関する誓約書 1 部 11 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1 部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1 部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 1 部 2 事業実績書 1 部 3 収支決算書 1 部 4 分煙施設の工事又は改修に係る契約書の写し 1 部 5 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為を伴う場合に限る。） 1 部 6 経費の請求書又は領収書の写し 1 部 7 完成写真 1 部 8 その他市長が必要と認める書類		事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1 部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して15日以内

規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	支払いを希望する日の15日前
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	財産の処分をしようとする日の15日前